

して、隋代府兵制の實態を検討しようとするものである。

近代イラン立憲闘争史序論

—Theqat of Islam 2みる Mashrutié の意味を

めぐって—

八尾師 誠

マリーの大衆指導の實態、立憲闘争の展開過程における具體的な位置と役割りを分析するうえで重要な手掛りを提供するものである。

アイユーブ朝のイクター制について

佐藤 次 高

タバコ・ボイコット運動、立憲革命、石油国有化闘争、今次「イスラーム革命」と續く、イラン近現代史の展開過程における大衆的政治闘争の高揚期に、ウラマーが果たした政治的役割り、就中その大衆指導力及び闘争の決定的局面への國民の大衆動員に示した彼らの比類なき力量と影響力は、イラン近現代史の特徴的側面として、これまででも多くの研究者の關心を集めている。こうした中で、イスラーム的政治思想の傳統と、西歐流立憲思想の交錯、相克が現實化し、激しい政治闘争を惹起する過程で、ウラマーの政治闘争關與の基本的パターンが形成される立憲革命期の分析は不可缺の課題となつてゐる。ところが、これまでのこの時期に關する論考の多くは、ウラマーの立憲制概念理解をめぐるイデオロギー分析に終始してゐた。その理由の一端は史料制約にあると考えられる。その意味で、一九七七年にテヘランで刊行された「タブリーズの殉教者セカトル・エスラームの著作集」と題する史料集は、この時期の立憲闘争の頂点をなすタブリーズ蜂起に深く關與した有力立憲派ウラマーの一人であるセカトル・エスラームの日記、書簡、論文 (articles) を網羅的に集めたものであり、從來の研究の閉塞状況を打破し、ウラ

サラディン Saladin (在位一一六九—九三年) によるアイユーブ朝の創始とイクター制の導入がエジプト史に新しい時代を開く端緒となつたことは、すでにさまざまな論者によって指摘されている。イクター制についてみれば、セルジューク朝の傳統を引くアイユーブ朝のイクターは、その施行の範圍がエジプトの全土に及んだこと、イクター保有者 *muqat* には軍事奉仕の義務が課せられたこと、また政府に對する納稅義務は免除されるようになったことなどの點で、ファーティマ朝時代のイクターとは根本的に性格が異なることとされてきた。

しかしイクター授與文書の作成や年收高 (イブラ) の査定に係る業務に着目すれば、アイユーブ朝のイクターは、ファーティマ朝時代以來のエジプトに固有な官僚組織によって運用されたことが明らかとなる。ここではアイユーブ朝時代のイクターの實態をふまえたうえで、ファーティマ朝末期からアイユーブ朝時代の初期にかけて生きた Makhdumi の寫本史 (Minhaj fi 'Um Kharaj Misr) を検討し、ファーティマ朝とアイユーブ朝のイクターについて、その共通點と相違點とを明らかにしてみることにした。